令和5年度 赤十字幼児安全法指導員養成講習実施要項

日本赤十字社東京都支部 事業部 健康安全課

1 目 的

赤十字の理念と使命を理解し、十分な知識と技術を持った指導力のある実働的な 指導員を養成することを目的とする。

2 受講資格

受講時の年齢が満18歳以上の方で、次の条件を満たす方。

(1) 救急法基礎講習終了者(赤十字ベーシックライフサポーター)であり、幼児安全法支援員の資格をお持ちの方。

(指導員養成の最終日まで有効であること。)

- (2) 指導員資格取得後、指導員としての自覚を持ち、講習を通して、赤十字の基本 理念を広めることに努められる方。
- (3) 指導員資格取得後、東京都支部に登録し、認定証有効期間 (3年間) 内に幼児 安全法支援員養成講習及び短期講習等を60時間以上必ず指導することができる方。
 - ※指導員資格は、運転免許やインストラクター等の資格と違い、指導員自身で講習を主催することはできません。あくまでも支部から講習を委嘱されることにより、初めて指導することができます。
- (4) 本講習の全課程に遅刻、早退、欠席なく参加できる方。
- (5) 都内在住・在勤・在学の方
- 3 講習の課程・日時(別紙1)
 - (1) 事前説明会

令和5年6月2日(金) 18:30~20:30

指導員養成の目的や指導員としての必要な条件等について説明と学科・実技の確認をいたします。 申込みをされる方は必ずご出席ください。

実技のできる服装及び必要な講習資材をお持ちください。

(2) 選抜検定

令和5年6月20日(火) 13:00~16:00

検定の内容:試験(学科・実技)と面接を行います。

後日、事前研修への受講可否をご連絡いたします。

(3) 事前研修

令和5年7月11日(火) 9:30~17:30

指導員養成講習を受講するうえで必要な基礎的な事項(学科・実技)の研修 を行います。

(4) 指導員養成講習【5日間】

令和5年8月5日(土)~8月9日(水)

各日9:30~17:30

指導員養成カリキュラムに基づく講習を行います。

期間内に検定(学科・実技)を行います。

(5)新任指導員研修【2日間】

令和5年9月7日(木)・8日(金)

各日 9:30~17:30

検定合格者を対象に幼児安全法指導員として必要な講習の運営等に関する研修を行います。

4 会 場

日本赤十字社東京都支部

- 5 募集人員
 - 20名程度
- 6 申込み締め切り

令和5年5月26日(金)必着

別紙2の申込用紙に記入のうえ、郵送で日本赤十字社東京都支部へお送りください。

- ※ご記入いただいた情報は、本講習を実施するために必要な連絡等に使用すると同時に、参加者名簿作成や今後の当支部からの各種情報提供に使用いたします。
- ※送付後、事務局からの連絡はありません。そのまま事前説明会にお越しください。 ※救急法基礎講習または幼児安全法支援員資格取得見込みでのお申込みはその旨 をご記載ください。
- 7 新型コロナウイルス感染症の対応について
 - (1) 感染症流行状況等により途中で中止となる場合があります。 ※中止となった場合、次年度の優先受講などの特例措置は行いません。
 - (2) 指導員養成講習のカリキュラムに基づき実施します。グループワークや接触を 伴う実技があることをご了承の上、ご参加願います。
 - (3) 本社の定める「講習事業・防災教育における新型コロナウイルス感染症の感染対策ガイドラインに沿って実施します。
- 8 その他
 - (1)受講希望の方へは、令和5年度開催予定の<u>幼児安全法フォローアップ講習の受講を勧奨します</u>。指導員養成講習にお申込みいただいた方あて、別途ご案内いたしますので参加をご検討ください。(受講は任意です)

【開催予定】 令和5年6月9日(金)17:30~20:30

(2) 申込時点において、救急法基礎講習・赤十字幼児安全法支援員資格の取得見込みの方も申込可能です。※お申込みの際に救急法基礎講習・幼児安全法支援員養成講習受講予定日をお知らせください。

[お申込み・お問合わせ]

日本赤十字社東京都支部 健康安全課 山口 〒169-8540 新宿区大久保1-2-15

TEL 03-5273-6746

FAX = 03 - 5273 - 6749

(9:00~17:30 土曜・日曜・祝日を除く)